

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）高屋丘浜地区）を行うことについて令和7年2月6日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部農林水産課において令和7年2月19日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年2月14日

香川県知事 池 田 豊 人